

第2節 高齢社会対策の動き

1 主な法律の制定・改正

平成20年度に推進された高齢社会対策について、主な法律の制定・改正の動きを挙げれば、次のとおりである。

(1) 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律」(平成19年法律第72号)の施行(82ページ参照)

パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、働き方の実態に応じた通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保や通常の労働者への転換の推進等を内容とする「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律」(平成19年法律第72号)が、20年4月から施行された。

(2) 「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」第171回国会への提出(83ページ参照)

年金制度の長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を持続可能なものとするとともに、将来的な給付水準(現役世代の手取り収入の50%)を確保し、国民の年金制度への信頼確保を図る観点から、21年度からの基礎年金国庫負担割合2分の1を実現するため、「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」を第171回国会に提出した。

(3) 「企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」第171回国会への提出(85ページ参照)

平成21年度税制改正の要綱において、企業型

確定拠出年金における個人拠出(マッチング拠出)の導入に係る掛金の全額を所得控除の対象とするとともに、確定拠出年金の拠出限度額を引き上げることとされ、第171回国会に「企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」を提出した。

(4) 「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律」(平成20年法律第42号)の成立(91ページ参照)

一部の広域的な介護サービス事業者による悪質かつ組織的な不正事案が発生したため、このような不正事案を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対する規制の在り方について見直すことを内容とした「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律」(平成20年法律第42号)が20年5月に成立した。

(5) 「介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律」(平成20年法律第44号)の成立(91ページ参照)

近年の介護サービスを巡っては、介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難であるといった状況にあることから、介護従事者の処遇改善を図ることを内容とした「介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律」(平成20年法律第44号)が成立した。

(6) 道路交通法の一部を改正する法律の成立(115ページ参照)

運転免許証の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者については、運転免許証の更新期間が満了する日前6月以内に、講習予備

検査（認知機能検査）を受けなければならないこととする「道路交通法の一部を改正する法律」（平成19年法律第90号）が21年6月に施行される。

2 高齢社会対策の総合的な推進のための取組

（1）社会保障国民会議

社会保障のあるべき姿と財源問題を含む今後の改革の方向について、国民目線で議論する場として、平成20年1月、社会保障国民会議が開催された。以降、約10ヵ月間、会議の下で開催された3つの分科会（年金・雇用を議論する「所得確保・保障分科会」、医療・介護・福祉を議論する「サービス保障分科会」、少子化・仕事と生活の調和を議論する「持続可能な社会の構築分科会」）を含め、合計で31回にわたる会議を重ね、社会保障をめぐる様々な課題について議論を行った。

（2）社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～

平成20年7月、社会保障の現状に対して国民が抱く不安や不満に鑑み、次の5つの課題について、国民の目線に立ったきめ細かな方策を検討し、緊急に講ずべき対策とこれを実施していく工程について検討を行い、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」を取りまとめた。

- ①高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会
- ②健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会
- ③未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会
- ④派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会
- ⑤厚生労働行政に対する信頼の回復

（3）「健康現役社会」の実現に向けた取組

平成20年7月、高齢者の安心と活力を強化し、「健康現役社会」を実現するための方策に関し、各府省が平成21年度概算要求や税制改正要望において取り組もうとしている以下の項目について、主な新規・拡充事項等を取りまとめた。

- ①社会保障制度の「安心」の確保と強化
- ②エイジフリーの勤労環境の整備
- ③高齢者の知恵と経験を活かす仕組み
- ④安心な長寿生活のための資産の活用
- ⑤家族やコミュニティにおける絆の強化
- ⑥新技術による健康寿命延伸

3 高齢社会対策の総合的な推進のための政策研究

（1）生活実態に関する調査

高齢者が直面する生活上の困難さを把握するためには、貧困、健康、社会的孤立といった要素を総合的にとらえることが必要であり、今後の高齢社会対策に求められているものを把握し、関係施策の推進に資することを目的として、生活実態に関する調査を実施した。

（2）高齢者の地域社会への参加に関する意識調査

高齢社会対策総合調査として高齢社会対策の施策分野別にテーマを設定して高齢者の意識やその変化を把握している。平成20年度は、誰もが生きがいを持ち、安心して充実した生活を送ることができる心豊かな長寿社会を築くためには、国民一人一人がそれぞれの立場で地域社会に参加し、協力していくことが重要であるという観点から、高齢者の地域社会への参加に関する意識調査を実施した。